

臨時的任用職員勤務条件等について

1 任用期間

正規職員の休暇等の事由により異なります。

(例) 正規職員が出産に伴い、産前・産後の特別休暇を取得する場合、当該休暇の期間 (約16週間)

2 勤務時間・休暇等

イ 勤務時間 正規職員と同じです。(1週間当たり38時間45分)

ロ 週休日及び休日 日曜日及び土曜日並びに祝日及び年末年始
(12月29日から翌年の1月3日まで)

ハ 年次有給休暇 任用期間の月数に応じて付与されます。

(例) 4ヶ月任用される場合、「7日」付与

ニ 病気休暇 正規職員と同じです。

(例) 私傷病により療養を要する場合 引き続き90日以内で必要と認められる期間

ホ 特別休暇 正規職員と同じです。

(例) 職員の親族が死亡した場合等

3 給与・諸手当

イ 給与 与 正規職員に準じて支給します。

(例) 高等学校新卒の者が県立高等学校の代替実習助手に任用の場合

教育職給料表 (一) 1級5号俸 (165,300円)

(例) 四年制大学新卒の者が県立特別支援学校の代替寄宿舍指導員に任用の場合

教育職給料表 (一) 1級25号俸 (206,500円)

ロ 各種手当 正規職員と同じです。

(例) 通勤手当, 住居手当, 扶養手当, 教職調整額等

4 服務及び懲戒

正規職員の例によります。

5 健康保険等の加入

健康保険法及び厚生年金法に基づき、「全国健康保険協会管掌健康保険及び厚生年金保険」の被保険者となります(任用期間が2ヶ月以内の者は除く)。また、雇用保険法に基づき、「雇用保険」の被保険者になる場合があります(任用見込期間が30日以下の者は除く)。

※要綱、取扱要領等の改正により、勤務条件が変更となることもあります。